

## 第 38 回日本呼吸療法医学会 臨時理事会 議事録

(2015 年度 臨時理事会)

日 時：2016 年 6 月 22 日（水）13：00～16：00

場 所：東京八重洲ホール 9 階 902 会議室

出席者：川前金幸（理事長）、大塚将秀、尾崎孝平、落合亮一、藤野裕士、  
西田 修、布宮 伸、橋本 悟（各理事）、氏家良人（監事）

欠席者：竹田晋浩（副理事長）、小谷 透（理事）、妙中信之（監事）

陪 席：河村憲治（顧問公認会計士）、山崎由華、小笠原聡（事務局） [敬称略]

### 【開 会】（川前理事長）

- ・開会宣言
- ・理事の過半数の出席があるので理事会は成立
- ・会計顧問の河村憲治公認会計士が陪席することを報告

### 【報告事項】

1. 前回理事会議事録（案）の確認・承認（川前理事長）
  - ・前回議事録案が承認された
2. 持ち回り理事会決定事項の承認（川前理事長）
  - ・代議員審査に関する定款施行細則改定案の承認した  
特別の理由なく委任状の提出なしに直近 3 年の代議員会に出席がないときは再任しない
  - ・年会費値上げの件は継続審議とした（詳細は審議事項参照）
  - ・呼吸療法専門医研修施設審査結果は委員会案の通り認定した
3. 役員選挙立候補一覧と選挙手順（川前理事長）
  - ・理事と監事ともに定数人数の立候補があった
  - ・社員総会では無投票となるので、挙手での承認を得ることとする
  - ・立候補者一覧と選出手順はスライドで映写する

### 【審議事項】

1. 今後の学術集会援助費、決算方式について（河村公認会計士・川前理事長・落合委員長）
  - 1) 学会一般会計と学術集会会計の合算について
    - ・定款には学会の事業として学術集会開催の記載がある
    - ・選出された会長が運営をコンベンション会社に委託し、学会は援助金を支出している
    - ・定款の規定および一般社団法人の道義的責任から会計は合算するのが望ましい
    - ・合算して連結決算した場合には、税金の計算が今までとは異なってくる
    - ・税金には、収益事業に課税される法人税・事業税・住民税と、取引に対する消費税がある
    - ・収益事業には、機関誌の広告収入、機関誌等販売、機器展示出店料収入、ランチョンセミナーが含まれる
    - ・公益事業（非収益事業）には、年会費、セミナー参加費、学術集会参加費、寄附金がある
    - ・ランチョンセミナー協賛金は、学会への寄付の名目ならば公益事業となる可能性がある
    - ・非会員に対するセミナー参加費・学術集会参加費は、収益事業にみなされる可能性がある
    - ・支出は、項目別の各収入を収益・公益事業に分け、その収入比で配分して経費とする
    - ・試算では、2014 年度は約 37 万円。2015 年度は約 100 万円程度となる
    - ・取引については、消費税課税を基準に、課税取引・非課税取引・不課税取引に分けられる
    - ・不課税取引は、診療報酬など消費税法で定められた項目のみ該当する
    - ・非課税取引とは対価を求めない取引で、年会費や寄付金・助成金が相当する
    - ・不課税取引・非課税取引以外のすべてのお金の動きが課税取引になる
    - ・厳密には、非会員に対する学術集会の参加費は、その学術集会に参加するという対価性があるので課税取引とみなされる可能性がある
    - ・事業の公益／収益、取引の課税／非課税は解釈で種別が変わる可能性がある

- ・国税庁の判断を確実に知ることはできず、学会の考え方を明確にしておく必要がある
  - ・考え方の違いから、追徴課税されることも考えておかなければならない
  - ・後から課税責任が発生した場合、法律上は7年遡って支払義務がある
  - ・連結決算にした場合も理屈上では追徴義務が発生する可能性はあるが、実態は不明
  - ・ランチョンは収益事業から外した仮定で、2015年の本体決算と学術集会の決算を再度精査して詳細な納税額の計算を会計士に依頼した
- 2) 会長への準備金、慰労金
- ・詳細な連結決算時の納税額を計算したうえで、次回以降に検討することとなった
  - ・余剰金のうち、会長の所属施設への寄付金額の割合・上下限の有無を学会として定める
- 3) コンベンションの決め方
- ・毎年の経験の蓄積という面で、数年間同じ会社に委託することを試行中
2. 年会費の増額について（川前理事長）
- ・学会としての繰越金が少ない状況で、危機管理のためにも増額の方で検討する
  - ・単なる値上げではなく、会員としてのメリットを明確にする
  - ・非会員は学術集会の参加費に差をつけることも考慮する
  - ・職種別の年会費についても検討する必要がある。
  - ・連結決算の時期とは切り離して実施する
3. 呼吸療法専門医制度について
- ・会員に対し、専門医を持つことのメリットを提供する
  - ・RST加算などとも連動させる可能性も模索する
  - ・そのためには、外保連か内保連への入会も検討する
  - ・継続教育してレベルを上げていく必要がある
  - ・更新のための教育講演聴講を必須にすることも考慮する
  - ・次回の専門医委員会で、更新の要件について議論する
4. 職種指定理事の推薦について（川前理事長）
- ・次期理事会に対し下記の3名を推薦することとした  
神津玲（理学療法士）、山本信章（臨床工学技士）、森松静（看護師）
5. 学術集会参加費の件（川前理事長）
- ・職種別の参加費も検討する
  - ・各会長が判断する事項ではあるが、連結決算後は理事会でも検討していく
  - ・会員／非会員で差をつけるべきであるが、当日の受付では容易に判別できない
  - ・e医学会カードがあれば容易だが、現在は加入の目途が立っていない
  - ・事前登録では会員／非会員で料金差をつけることは可能
6. 学術集会の発表資格の件（橋本委員長）
- ・本学会のフィールドを主な活動の場とする方には会員になっていただく方向で検討する
  - ・本年度は、依頼したところ数人入会いただいた
  - ・入会依頼者リストを作成して会長・理事会・学会事務局で共有していく
  - ・今後は、学会事務局から理事長名で入会依頼書を送ることとする
  - ・一般演題の演者は会員であることを問わないものとする
  - ・依頼演題については原則会員から演者を選ぶこととし、座長にはその旨を周知する
  - ・やむを得ず非会員から演者を選ぶ場合は、会長の許可を得る
7. 代議員審査委員会の人事の件（西田担当理事）
- ・2017年7月には委員8名中6人が任期満了を迎え、委員会活動に支障が生じる恐れがある
  - ・2017年7月に任期満了を迎える委員のうち、今中・尾崎・島田・高橋・竹内の各委員は今季で退任していただく
  - ・2016年度は、内規には反するが実質的な活動は見込まれないため、中沢・鈴木・林の3名で活動していただく
  - ・複数の委員長を兼ねることはできないため、次期専門医委員会委員長を務める中沢委員は委員長から退き、鈴木委員を次期委員長とする
  - ・1年後に、今回退任した上記5人も含めて委員を選出する

8. 2016 年度予算案について（大塚担当理事）

- ・収入の年会費は 100%で計上
- ・医師向けセミナーが年 2 回となり、看護向けセミナーも定員を増やしたため収入を増額した
- ・機関誌発行諸経費はページ数減少が見込まれるため減額した
- ・学術集会援助費は、今年度より前倒しで支出することとしたため、今年度は 2 回分の支出となり増加した
- ・委員会費は委員会の要望通り計上から決算額をもとに予算を計上した
- ・医師向けセミナーが 2 回、看護向けセミナーも定数増で経費が増加した
- ・理事会費は、臨時理事会を開催したため増額した
- ・単年度の収支は 139 万円の赤字だが、学術集会援助費 2 回分の支出の影響を除けば 60 万円の黒字となる
- ・来季から、委員会費は会議費（会場・飲食）と交通費に分け、事業費は別立てとする

9. セミナーについて

- ・看護師対象セミナーは、非会員の参加費を上げることも検討する
- ・実技セミナーは、今後は学術集会のプログラムの中に取り入れることとする
- ・これにより 3 学会合同呼吸療法認定士の更新のための点数は取得できないこととなる
- ・実技セミナーは学術集会会長が主催するが、内容の決定と実施はセミナー委員会に委託することとする
- ・実技セミナーはハンズオンセミナーなので、会場費とは別料金を徴収することとする

10. 学術集会時の委員会開催内規案について（大塚担当理事）

- ・理事会・各種委員会内規の改定案は、一部修正のうえ、以下の通り承認された
- ・第 3 章 委員会

第 16 条 学術集会同会期中の委員会開催を検討する場合は、会長に開催の許諾を得た後、次の各項に留意して学術集会本部に会場手配を依頼する。

- (1) 委員会委員長は、学術集会の 4 か月前までに委員会開催希望を会長および学術集会事務局に申し出る。
- (2) 会長および学術集会事務局は、学術集会の主要行事と重なる時間での開催を避けるため、委員会開催可能時間帯と使用可能な会議室一覧を委員長に提示する。
- (3) 委員長は、提示された中から委員を招集できる日時を選び、会長および学術集会事務局に連絡して本決定とする。
- (4) 会議室使用料は会議室のレンタル料を時間割して算出し、学会本体の委員会費から支出する。ただし、会長が認めた場合には学術集会の経費として計上することもできる。
- (5) 会議に必要な茶菓等は学会本体の委員会費から支出する。
- (6) 会議室のレイアウト変更などは使用者が行う。

11. その他

- ・今回、学会事務局が社員総会の案内とともに会長招宴出欠調査を行ったが、会長招宴の出席者確定が遅くなった
- ・社員総会と会長招宴の出欠確認は分けるべきである
- ・会長招宴には代議員だけでなく招待講演者なども含まれるため、その案内や出欠確認は学術集会事務局が行うことも今後検討しなくてはならない